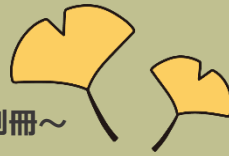


Monthly 通信

～別冊～



10・11 月号

(一社) 岡山県不動産協会

10月

10月6日(月) 15:30～	サブセンター運営委員会／岡山宅建会館
10月14日(火) 13:30～	無料相談／事務局
10月28日(火) 13:30～	無料相談／事務局

11月

11月5日(水) 13:30～	暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会 ／イオンモール岡山
11月11日(火) 13:30～	無料相談／事務局
11月15日(土) 13:30～	開業個別相談会／事務局
11月25日(火) 13:30～	無料相談／事務局

【メ切済み】令和7年度第2回 宅地建物取引士法定講習のご案内

令和7年度第2回宅地建物取引士法定講習を開催いたします。
お申込みされた方は、忘れず受講をお願いします。

【座学方式】

日時：令和7年10月24日(金)
場所：第一セントラルビル1号館 (岡山市北区本町6-36)

【eラーニング方式】

受講期間：令和7年10月10日(金)～10月24日(金)

中川副理事長、岡山県建設事業関係功労者知事表彰 受賞

7/22(火)岡山県庁にて、岡山県建設事業関係功労者知事表彰の表彰式が執り行われました。多年に渡り建設事業の発展のために献身的な活動を続け、その功績が特に顕著で他の模範となる個人又は団体を表彰するもので、今年は当団体から中川副理事長が受賞されました。



【重要】宅建業に関する各種の変更届について

代表者・役員・政令の使用人・専任の宅地建物取引士・従業者等の変更及び事務所の所在地移転等がありましたら、30日以内に行政への届出が必要となりますので、協会までお知らせください。必要書類のご案内をさせていただきます。作成された書類については協会までご提出くださいますようよろしくお願いいたします。

【連絡先】

TEL : 086-231-3208

メール : okaf@okayama-fk.jp

10月は「土地月間」、10月1日「土地の日」です

土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。一定面積以上の土地を売買などの契約で取得した場合、国土利用計画法により知事への届出が必要です。

○届出対象

- (1) 都市計画法による市街化区域では2,000㎡以上
- (2) (1)を除く都市計画区域では5,000㎡以上
- (3) 都市計画区域以外の区域では10,000㎡以上

〈その他詳細はこちら〉

<https://www.pref.okayama.jp/page/883531.html>

〈問い合わせ先〉

県庁 中山間・地域振興課

電話：086-226-7268

会員随時募集中！

ご入会は随時受け付けています！

入会資格審査会も、適宜開催しております！

「詳細は事務局までお問い合わせください」

(一社) 岡山県不動産協会 事務局

〒700-0901

岡山市北区本町4-18(コア本町3F)

TEL (086)231-3208 / FAX (086)225-1904

Mail okaf@okayama-fk.jp